

道徳の教科化は何をもたらすのか

* 本 田 伊 克

The Problems of the “Subjectionalization” of Moral Education in Japan

HONDA Yoshikatsu

Abstract

This article is written to make clear the problem about the current reform of Japanese moral education.

Firstly, it mentions the recent development of Japanese moral education, especially its new position as “Moral Education as a special subject”.

And it points out the movement of Neo-nationalism groups behind current educational policies under Abe ministrations.

Furthermore, it mentions the change of educational objects, contents, and methods of Japanese moral education which follows the “subjectionalization” of moral education.

This analysis covers the substantial national textbook “Our Japanese Moral”.

Finally, it suggests some critical points about what we should consider about the nation of moral and its education.

1. 道徳の教科化に関する政策的展開

(1) 急速に進められた道徳の教科化

道徳「教科化」の動きは、2012年12月に発足し、二度の選挙を経て現在に至る安倍政権下で急速に進められた。第一次安倍政権（2006年9月～2007年9月）で画策されていたが実現せず、現政権にとって「宿題」として残された課題であるともいえる。

2013年2月の教育再生実行会議の第一次提言で、「心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の基本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化すること」が提言された。

これを受けて、文部科学省が設置した「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告が2013年12月に出された。2014年2月より、中央教育審議会道徳教育専門部会で審議が行われ、同年10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）を文部科学大臣に提出し

た。

2015年2月4日に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」、「小学校・中学校学習指導要領案」が示され、3月5日までパブリックコメント（意見公募）が行われた。

そして、2015年3月27日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（以下「省令」）が制定された。この省令は、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」に改めるために、学校教育法施行規則を改正するものである。

省令制定と同日に小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領の一部も改正され、新たに「特別の教科 道徳」が、小学校は2018年度から、中学校は2019年度から（特別支援学校小学部は2018年度、中学部は2019年度から）施行される。ただし、2015年度から、道徳については現行の学習指導要領の

* 教職大学院

規定にかかわらず、「その全文又は一部について」、改正後の学習指導要領の各規定によることができるとする「特例」が設けられている。

要は、「特別な教科 道徳」に関する部分のみ学習指導要領をいち早く改訂したうえ、実施については改訂を待たず前倒しすることを推奨しているわけである。

その後、2016年12月21日の中教審答申（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」）を受けて、2017年3月31日に改訂小・中学校学習指導要領が、4月28日には、改訂特別支援学校学習指導要領が告示された。

「特別な教科 道徳」については、項目番号等に変更があるのみで、2015年の一部改正の記載がそのまま引き継がれている。

ただし、後述するように、この答申と改訂要領は、教育課程全体を言わば「道徳化」する方向性をより明確に示している。国家が想定する「よき」人間像の実現に向けて、各教科・領域の学習活動が総動員される構造がより明確に打ち出されているのである。

（2）道徳の教科化を後押しする新国家主義勢力

道徳の教科化が推進される背景には、現在の安倍政権を支えている「新国家主義」勢力の存在がある。

ここで、新国家主義とは、現在の支配体制や経済構造を維持し、展開していくという目的のために、「純粋な日本の文化、伝統」を言説的・文化的資源として利用しようとする立場を指す。

バーンステインは、国家が教育を通じて形成しようとする「＜教育＞的アイデンティティ (pedagogic identities)」の一つとして、「展望的＜教育＞的アイデンティティ」を挙げている。

展望的アイデンティティは、「現代の変化に対処することを通じて未来を安定化させるべく、過去からその諸要素を選択して、再文脈化することによって形成される」（バーンステイン2000、7頁）。展望的アイデンティティは、国家の経済的パフォーマンスを維持し向上させる目的に資すべく、過去の諸要素を選択的に再文脈化することによって形成される。

現在安倍政権の下で展開されている一連の国家主義的な動向は、こうした展望的アイデンティティの一

様態であると考えられる。安倍政権が進めている教育政策においては、市場文化と低減された国家的福祉とに適合的な態度、性向、パフォーマンスであるとみなされるものを正統化し動員し創造するように、過去の諸要素が選択されているのである。

そして、この展望的アイデンティティにおいては、個人の履歴が前面に押し出され、かつそれは取り立てて選択された過去の中に埋め込まれている。グローバル化の進展は社会的・文化的な多様性と共生の問題を生み出すが、「純粋な日本の伝統、文化」という幻想を掲げて多様性を抑圧し、国家に従順な国民を育てようとするのである。政策的な課題であるはずの経済格差是正、就労の困難への対策、社会保障の充実などは国民の「自己責任」に帰し、国民を厳しい生存競争に駆り立てつつ、国家への統合をスムーズに推し進めようとし、そのために過去の資源を利用するのである。

安倍内閣を支え、バーンステインの言う展望的な国家主義教育政策を推し進めているのが「日本会議」である（菅野2016）。日本会議は、「明治憲法復元」（同297頁）を本音としてもちながら、日本国憲法の「行きすぎた家族観や権利の主張を抑え、靖国神社参拝等で国家の名誉を最優先とする政治を遂行し、国家の名誉を担う人材を育成する教育を実施し、国防力を高めたうえで自衛隊の積極的な海外活動を行い、もって各国との共存共栄をはかる」（同23頁）ことを目指している団体である。日本会議は、戦前・戦中の国家体制と政策を肯定的に評価する「新しい歴史教科書をつくる会」が出版する歴史教科書採択の運動を支援しており、同会が分裂したのちも、その系譜である育鵬社の歴史・公民教科書採択等を支援しているものと思われる。

「特別な教科 道徳」の新設に加え、小学校・中学校社会科での領土問題に関する国の見解の強調、中学校保健体育「武道」に旧日本軍の戦闘訓練で使われ、競技人口のほとんどが自衛官である「銃剣道」が盛り込まれた点など、改訂学習指導要領には、こうした新国家主義的な傾向が色濃く反映されている。

さらに、改訂学習指導要領の告示日と同日の2017年3月31日に、教育勅語に関する政府答弁書が閣議決定された。この閣議決定では、教育勅語について「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」とされ、肯定的に扱われかねない懸念を広げている。

教育勅語は、主権在君、神話的国体観に基づくものであり、日本国憲法および旧教育基本法に相反するものとして、1948年に衆議院・参議院両院で排除・失効を確認する国会決議が行われている。2006年の教育基本法改正にあたって、この点が再度確認されている。また、第一次安倍内閣時の閣僚（伊吹文科大臣）もこの点を認めていた。にもかかわらず、教育勅語をあたかも現在の教育において正当な教材として扱おうとするものであるかのごとく押し出そうとする動きがみられる。

2. 道徳の教科化は教育課程全体を徳育化する

(1) 「特別の教科 道徳」の目標・内容・方法・評価

1. (1) に述べたように、道徳の教科化については、2013年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告を受け、2014年2月から中教審道徳教育専門部会で審議が行われた。

ここでの審議において、2015年の学習指導要領の一部修正の基本線が定められた。以下に確認していこう¹。

1) 道徳教育の目標の改善：学習指導要領総則の現行の規定を整理

最終的な目標を、児童生徒の「道徳性」育成とする。道徳性とは、「様々な場面、状況において、道徳的な行為を主体的に選択し、実践するための内面的な資質・能力」であるとされる。

これまで、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の目標である「道徳性」と、道徳の時間の目標である「道徳的实践力」との関連が不明確であった。

この点を改め、道徳教育の目標を道徳性として統一的に把握する。道徳の時間に代えて設置する「特別の教科 道徳」では、学習指導要領の「内容」に示される道徳的価値を正面から取り上げて扱う。道徳的習慣や道徳的行為に関しては、道徳の時間においても適宜行うものとする。

2) 道徳教育の内容についての見直し

現行学習指導要領で、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容として、小学校低・中・高学年と中学校それぞれの発達段階に即して重要であると考えられる基本的な道徳的価値を示している。

これを踏まえつつ、次の点が見直されている。

① 四つの視点に関して

現行要領には「自分自身」「他の人」「自然や崇高なもの」「集団や社会」という四つの視点が示されている。だが複数の視点にまたがる内容もあることから、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連を示す。

また、児童生徒にとっての対象の広がりを考え、視点の順序を「自分自身」「他の人」「集団や社会」「自然や崇高なもの」へと入れ替える。

② 内容項目について

・現代を生きる上での社会的な課題、グローバル化の中での価値観の異なる他者との共生、人間の弱さと困難に立ち向かう強さに関することから等の指導を積極的に導入。

・小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構造をわかりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、内容項目ごとにその内容を端的に示すキーワード（「正直、誠実」「公正、公平、正義」など）を明示することや、発達段階によって求められる指導内容の違いがより明確に伝わるような表現の工夫を行う。

3) 道徳教育の指導方法に関して

読み物の登場人物の心情理解に偏った形式的な指導と、児童生徒にわかりきったことを言わせたり書かせたりする指導を改める。また、道徳的習慣や道徳的行為、体験的な活動が極端に避けられている点も改善していく。

そのために、「多様で効果的な指導方法の積極的な導入」を図っていく。児童生徒一人ひとりがしっかりと課題に向き合い、教員や他の児童生徒との対話や討論なども行いつつ、熟慮し、自らの考えを深めていくプロセスを重視し、「特別な教科 道徳」においても言語活動を通じて児童生徒に考えさせる授業を重視する必要がある。道徳的習慣や道徳的行為、問題解決的な学習や体験的な学習、役割演技やコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習などの指導を必要に応じて適宜取り入れる。

4) 検定教科書の導入

「特別の教科 道徳」について学校教育法施行規則および学習指導要領の制度改正を行ったうえで、その特性を踏まえ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基

本的な観点に立ち、教科書検定の具体化に取り組む。

5) 評価に関して

指導要録に、「特別な教科 道徳」の記述式の欄を設ける。学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の評価については、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用するなど。

指導のプロセスにおいては、観点別の評価、パフォーマンス評価、ポートフォリオ評価、児童生徒の自己評価などを行う。

6) 教員免許・大学教員養成課程の改善

特に中学校では、将来的に、道徳教育に関する一定の講習を修了した者を道徳教育推進教師に充てる仕組みを検討する。

大学の教員養成課程における道徳教育については、現在の「道徳の指導法」2単位を拡充し、理論面、実践面、実地経験面の3つの側面から改善・充実を図る。

このようにみると、道徳教育の改善として評価できる点もあるようにみえるかもしれない。だが、問題はこうした一連の「改善」策を支えている政策的意図にある。

(2) 教育課程全体が道徳化される

2017年3月に改訂された学習指導要領では、教科化された道徳と、各教科・領域とが、全体として道徳教育を担う構造を示している。どういうことか。

改訂要領では、各教科等で育成する「資質・能力」として、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」に加えて、「学びに向かう力、人間性等」を位置づけている。

「学びに向かう力、人間性等」は、現行の「関心・意欲・態度」に代わるもので「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わり、子どもが学校での学びを人生や社会に生かそうとするよう方向づけるものである。それは、日々の教室での振る舞いや仲間との関係性、経験する感情や形成される自尊心、そして従来型の成績はもとより、学び取られる知識や技能の質にまで及ぶものとされる²。

教室での学習において子どもが見せる振る舞いや関係づくりの在り方は多様である。学びを通じて何かがあったり、できたりした瞬間やそこに至る過程で生じる喜びや達成感などの感情も様々である。そして、子ども一人ひとりが知識や技能をどうやって自分のも

のとして、それをもとにどのように社会・世界と関わり、それぞれの人生を切り拓いていくかも様々である。

「学びに向かう力、人間性等」については、「観点別評価や評定にはなじまず、…(中略)…個人内評価(個人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る³」という見解も示されている。しかし、いずれにしても、子ども一人ひとりにその願いも、取り組み方も、過程も多様な学習の全体が特定の方向へと標準化される危険は、「関心・意欲・態度」観点のときよりも一層大きなものとなる。

さらに、各教科等で育成されるべき「学びに向かう力、人間性等」は、教育活動全体を通じて行われる「道徳教育」と「特別な教科 道徳」で育てることを目指す資質・能力である「道徳性(道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度)」へと導かれるものとなっている。そして、学校生活全体にわたって認められる児童生徒の具体的な行動が「[道徳的]実践(行為・表現など)」の表れとして評価される構想が示されているのである⁴。

では、教育課程全体を通して目指すべき「道徳性」とはいかなるものであるか。それは、先述した新国家主義的な展望的アイデンティティの形成を目指すものである。少し言葉を変えて、記述しなおしてみよう。

一つは、「知識基盤型社会」への対応を自らの責任として引き受ける態度である。知識基盤型社会では、個人が多面的な能力を自由に発揮することを奨励しつつ、実際には属身的なものを含めたあらゆる能力、特性が動員され、組織、労働・雇用形態、知識とスキルの絶えざる再編統合を伴う市場への適合度を評価され続ける。そんな社会に対して一切批判的意識を抱くことなく、あたかも「自らの身体を自ら持ち上げる」ように適応していくことが要請されるのである。

もう一つは、グローバル化の進展がもたらす社会的・文化的な多様性と共生の問題を「純粋な日本の伝統、文化」という幻想を掲げて抑圧し、軍事大国化の動きに同調する国家主義イデオロギーを内面化することである。

3. いっそう進む道徳教育の目標・内容統制と授業実践の画一化

(1) 徳目のキーワード化とスパイラル学習の仕組み

ところで、そもそも道徳を「教科化」するとはどういうことなのだろうか。実のところ、「教科」とは何かということについては、教育学においても、行政的運用面においても、確固たる定義や解釈があるわけではない。

しばしば通説的に持ち出されるのは、①学習指導要領に準拠した検定教科書の使用、②成績評定（3段階、5段階など）、③専門免許状の付与（中学校以上）を教科の事実上の存立要件とするものである。もっとも、この要件を現行の小・中・高の教科のすべてが満たしているわけではなく、例外もある⁵。

道徳に関しては特に②成績評定に関して反対意見も強く、このままでは「教科」としての要件を満たさない。そこで、「特別の教科である道徳」という言葉をひねり出し、とまかく各学校で「道徳教育を疎かにせず、指導を強化する」ことを急いだということだろう。

2015年に道徳についてのみ一部改正された指導要領は、改正前（2008年改訂の現行指導要領）のものをかなり踏襲しているが、いくつかの点で見直しも行われている。

特に見逃せないことは、道徳教育の内容において国を愛する態度を前面に押し出していることである。改正前は「郷土や我が国の伝統と文化を大切に」し、「郷土や国を愛する心」とあるものが、改正後は「我が国や郷土の伝統と文化」「国や郷土を愛する心」と、「国」が郷土よりも強調されている。さらに、2015年の一部改正指導要領ではこの「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」項目が、小学校低学年から導入され、スパイラル的に繰り返し教えられることが意図されている。

「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」項目の他にも、「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「国際理解、国際親善」「相互理解、寛容」「よりよく生きる喜び」など、目標とする道徳的価値、というよりも徳目をキーワードで端的に示し、繰り返し学習することが意図されている。

これらの徳目は基本的によいものだと思われるか

もしれない。だが、国がこれらの徳目を選定する際に何を重視しているのか、そしてこれらを子どもがどのように身につけるべきだと考えているのかという点にこそ問題がある。

(2) 「モデル教科書」と、それに基づく教科書検定の実施

文部科学省は、2015年から『わたしたちの道徳』（小学校低学年・中学年・高学年、中学校版の4冊）を、各学校に無償で配布し、授業での使用を奨励した。

これまで、道徳の時間には読み物をまとめた副読本や、子どもが自らの行いや気持ちを考え記入する『心のノート』などが適宜用いられていた。『わたしたちの道徳』は、『心のノート』を拡充し、読み物と記入ページを一冊にまとめたものである。編著者も明記されていないこの「国定教科書」とも言うべき教材本は、現行の学習指導要領に示された内容をカバーするように作成されている。これを「モデル教科書」として普及させ、この教材本に準じた検定教科書を作らせることを意図していたのである。

文部科学省は、2015年の夏に検定基準を改め、小学校については2016年度、中学校は2017年度に、新たな基準に基づく教科書検定を実施した。

2013年10月「答申」には、「特別の教科である道徳」について、「学校教育法施行規則および学習指導要領の制度改正を行ったうえで、その特性を踏まえ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、教科書検定の具体化に取り組む」とある。

だが、民間の発行する教科書作成に求められたのは、あくまでも法令と学習指導要領の改正の趣旨を踏まえ、モデル教科書としての『わたしたちの道徳』の内容を鏡としたうえでの「創意工夫」であり、「バランスのとれた多様な教科書」づくりである。

改正指導要領の「特別の教科 道徳」の「指導計画の作成と内容の取扱い」には、「家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力」による「地域教材の開発」、「児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること」とある。

だが、モデル教科書に習う検定教科書の作成・検定・使用によって、こうした独自の教材開発の動きは損な

われるのではないか。

(3) 『わたしたちの道徳』の内容に関する問題

『わたしたちの道徳』を通読すると、次のような問題点がみえてくる。こうした問題点は、この副読本を「モデル」として作成された検定教科書にも通ずるものである。では、どのような問題点を指摘できるだろうか。

まず、この教材本は、社会的な構造や、政策の問題に目を向け、生活や自らの苦境を共同して打開していくのではなく、すべてを自己責任として引き受け、既存の国家と社会をありがたい、迷惑をかけないことを教えようとする意図に貫かれている。

「世界や社会のあり方を批判的に問う代わりに、自分を責めていく人間」、「自らの考えを世に訴え、人びとと連帯しながら社会をよりよきものに変えていこうとする代わりに、自分の考えを表明することをためらい、問題や矛盾を独りで抱え込んでいく人間」を作ろうという意図⁶が透けて見える。

また、守るべきルールが所与のものとして、発達段階が進むにつれて、ルール順守の必要性を「空気のように感じる」ことが、より周囲の状況を正確に捉え、より巧妙にできるよう求められている点も危険である。

さらに、葛藤場面があっても、想定されているのは現在の国家・社会において支配的な価値、ルールが要請するものと、「適切に状況を判断し、自制すべき」個人の価値、ルールとの葛藤である。道徳的な価値判断をめぐる葛藤を通じて新たな価値、ルール、行動が生まれてくることは想定されない。

たとえば、小学校3・4年用「社会のきまりを守って」のなかの「雨のバス停留所」という教材文では、どしゃぶりの雨の日、バス停を待つ客がバス停前ではなく、たばこ屋の軒下で雨宿りをしている。よしさんはそのことに気付かず、停留所の一番先頭に並ぶが、お母さんに無言で連れ戻される。バスの中でもお母さんはいつになく無言で、なぜかと考え始めるというものである。

ここでは、「状況をよくみて、他の人の気持ちになって自制すること」が暗黙の前提になっていて、お母さん自身がそれを「読み取って当然」という“空気”の一部と化している点が不気味である。中学年の発達段

階に見合った「空気読み」のレベルが示されているということだろうか。

小学校5・6年用「法やきまりを守って」のなかの「きまりはなんのために」という教材文は、社会科見学で国会議事堂を訪れた健一が「国会議員の人たちは、大事なことを衆議院、参議院の二か所で順番によく話し合っていて決めている。議員の人たちは、様々なことを調べ、考えて、国のきまりを作っている」ことに気づく。そして、高学年が後で使うという校庭遊びの時間帯ルールを、学級で話し合い、代表委員会に提出して決めたのにも関わらず、みなが自分の権利を出張してそれを破り、低学年の子が遊ぶ権利を奪ってしまったことを反省するというストーリーである。

ここでは、国会における審議が慎重に手続を踏んで行われていることが前提となっている。また、国会が国民の権利と義務を正当に定める権威をもっていることから、学校におけるルール決定の手続きとルール順守の正当性が自動的に導き出されるという構図が示されている。子どもたちによってルールが決定される過程、実施段階で生じた問題について、複数の要求の間の葛藤や対立を考え合うプロセスには焦点が当たらないのである。

文部科学省が道徳教科書のモデルとして編さんし、教育現場にその使用を半ば強制した『私たちの道徳』は、国家権力による教育統制の意図に貫かれたものであり、国家や大企業に都合の良い、競争主義への適応や既成のルールの順守などを求めるものである。ここでは、共同体の生活のなかから自生してくる道徳（＝「共同体道徳」）ではなく、「市場モラル」が道徳的に重要なものとみなされるようになる。多様な人々の交換を円滑に行うために、トラブルや争いにつながるようなことをするなという意味で「迷惑をかけるな」ということである⁷。「利己主義」（自己愛を他者に押し広げていくことを含む）を否定し「自己否定としての自己犠牲」が要請される⁸。

なお、この「モデル教科書」は、軍国主義や、戦前の植民地支配、侵略戦争を美化するような「歴史修正主義」を表立って主張してはいない（半沢2017、2頁）。したがって、戦前の（超）国家主義イデオロギーに基づく道徳を前面に出してはいないが、その実質においては、教育勅語が説いた道徳観と徳目をこっそりと裏から忍び込ませているものである。検定教科書のなか

には、こうした傾向がより顕著にみられるものもある。

(4) 教育勅語と戦前教育を再評価する立場で作られた教科書は

安倍政権を支持する日本会議など新国家主義勢力は、教育勅語が示す道徳観と徳目を積極的に評価しようとしている。教育勅語の教材使用を容認する閣議決定もそうした動きの表れである。

教育勅語については、中学校社会科の歴史的分野、高等学校「地理歴史」の「日本史A」「日本史B」、および「公民」の「倫理」で直接扱われている。

ほとんどの教科書においては教育勅語が戦後の日本国憲法・(旧)教育基本法制定によって全面的に否定されたことを確認する記述になっている。しかし、「新しい教科書をつくる会」などの新国家主義勢力は、教育勅語の意義を再評価し、戦後これが否定されたことを曖昧にしようとする方針のもとに教科書を作成している。いくつか検討してみよう。

「新しい教科書をつくる会」のメンバーであった西尾幹二や藤岡信勝らを執筆者とする自由社の『中学社会 新しい歴史教科書』(2015年4月6日検定済、2016年2月8日発行)では、1890年に「天皇の名によって「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)が發布された。これは、父母への孝行、学問や公共心の大切さ、そして非常時には国のために尽くす姿勢など、国民としての心得を説いた教えで、1945(昭和20)年の終戦にいたるまで、各学校で用いられ、近代日本人の生き方に大きな影響を与えた。」(187頁)と説明されている。

本文の横には、教育勅語の現代文要約が示されている。要約では、「もし国家や社会の非常事態がおきれば、義勇の心を発揮して、国の命運を助けなければならない」となっている。この訳は、教育勅語が国民に対して、国家＝天皇のために惜しむことなく命を捨てよと命じているニュアンスを意図的に覆い隠そうとしている。

さらに、「明治になって、旧来の道徳と新たな道徳が入り交じり、道徳のあり方が混乱した。そこで、国民の指針となるよう、14の徳目を天皇の言葉として短くまとめたものである。学校の儀式で読み上げられた。また、多くの言語に翻訳され、海外にも知られた」という解説が添えられていて、教育勅語の示す価値が普遍的であることを仄めかしている。

日本国憲法の制定に関しては、日本側は「明治憲法

に多少の修正をほどこすだけで求められる民主化は可能だと考えていた」が、GHQから憲法の根本的な改正を強く迫られ、「拒否した場合、天皇の地位が存続できなくなることを恐れた。そこで政府はやむを得ずこれを受け入れ、帝国議会の審議を経て」、日本国憲法が公布されたとしている(253頁)。教育勅語が排除・失効したことには全く言及がない。

もっとも、本文の横には、日本国憲法は象徴としての天皇の地位、主権在民、議員内閣制、基本的人権を規定したうえ、交戦権を否認したことは、「他国に例をみない平和的なものとなった」という注釈が添えられている。しぶしぶではあるが、教育勅語とは決して相いれない、主権在民や基本的人権、議員内閣制、平和主義を認めてはいる。

やはり「つくる会」から分派した八木秀次らが執筆している育鵬社『新編]新しい日本の歴史』(2015年3月31日検定済、2016年2月15日発行)はどうだろうか。

教育勅語の発布については、「急激な欧米文化の流入にともない、教育界では日本の伝統的な考え方を軽視する動きも生まれ、教育の現場に混乱が生じていました。これに危機感をもった地方長官らの提案をもとに、1890(明治23)年、明治天皇によって教育の指針を示した教育勅語(教育ニ関スル勅語)が出されました。教育勅語は、親への孝行や友人どうしの信義、法を重んじることの大切さなどを説きました。また、国民の務めとして、それぞれの立場で国や社会のためにつくすべきことなどを示し、その後の国民教育の基盤となりました。」(185頁)とあって、教育勅語が今もなおその意義を失っていないことを読み取らせる記述になっている。

そして、本文の横にやはり教育勅語の一部要約(現代語訳)が掲載されている。ただし、「もし、国や社会に危急のことがおきたならば、正義と勇気をもって公のために働き、永久に続く祖国を助けなさい」という訳になっている。これはやはり、国家＝天皇のために惜しげなく命を捨てろというニュアンスを弱める表現になっている。

日本国憲法の制定については、「日本側は、大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づいたものであり、部分的な修正で十分と考えたが」、GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受

け入れるよう日本側に強く迫った。「天皇の地位に影響が及ぶことをおそれた政府は、これを受け入れ、日本語に翻訳された改正案を、政府提案として帝国議会で審議しました。議会審議では、細かな点までGHQとの協議が必要であり、議員はGHQの意向に反対の声をあげることができず、ほとんど無修正のまま採択されました」(255頁)と説明されている。

日本国憲法については、交戦権の否認、戦力の不保持などを定めた戦争放棄(平和主義)の考えが最大の特色であるが、現在は憲法改正や再軍備の議論がなお多く行われているとあり、国民主権、基本的人権の尊重については、注釈で平和主義とともに「日本国憲法の基本原則とされた(三大原則)」というわずかな説明があるのみである。教育基本法については、「新憲法の制定にともない、…(中略)…教育基本法などが制定されました」とあり、同法について「教育の機会均等、9年間の義務教育、男女共学などを定めた」という注記がある(255頁)。

教育勅語の排除・失効については言及がなく、戦後の日本国憲法、旧教育基本法をなるべく軽く位置づけたいという意図が見える。だが、やはり国民主権、基本的人権、平和主義が基本原則であることは認めざるを得ないのではあるが。

高校日本史の教科書では、渡部昇一や櫻井よしこらが執筆者である、明成社『最新日本史』(2012年3月27日検定済、2013年3月3日発行)が、他社の教科書といささか基調を異にする。つまり、教育勅語をはじめとする戦前の教育を肯定的に再評価しようとするものである。

この教科書では、教育に関する勅語(教育勅語)を「伝統的な国家観と人倫道徳とを融合した国民道徳の表明であって、忠孝・博愛・修学・遵法・義勇奉公などの教えを、天皇みずから国民とともに実践しようとする念願が示されて」おり、「その後の国民精神の形成に寄与し、また英・独・仏・中の各国語に翻訳され、海外に広く紹介された」(226 - 227頁)としている。戦後の教育改革に関しては、「敗戦による虚脱と新しい事態への転換のため、従来の価値観がくつつがえり、日本の伝統的文化や国民道徳を否定するような社会風潮が生じた」としている。しかし、「日本国憲法に則って教育基本法が制定され」たこと、「GHQの命令によって教育勅語の失効および排除が国会で決議

され、全国の学校から勅語の謄本が回収された」ことを事実として認めている(272頁)。

教育勅語を擁護しようとする人々の手による教科書ですら、それが戦後排除されたことを認めざるをえないのである。憲法と旧教育基本法、さらに改正教育基本法において教育勅語がこれらに反することのない形で教材化される余地はない。もし教育勅語を「憲法にも教育基本法にも反しない」教材として用いることが可能だとすれば、それは日本が辿った愚かな歴史に学び、二度と戦争を起こさないための批判的検討のため以外にはありえない。

とはいえ、閣議決定を梃子にして、社会科教科書においても、そして「本丸」の道徳教科書においても、教育勅語に示された戦前の(超)国家主義イデオロギーをより前面に押し出し、その道徳観と徳目を正当化する方向により踏み込んだ記述がなされる危険はある。

改訂学習指導要領が示す、教育課程全体の道徳化の方向性と合わせて、警戒を怠ることはできない。

4. 「道徳」と「教育」をいかに繋ぐのか

ところで、一言に「道徳教育」というが、そもそも「道徳」をどのようなものとして捉えるのか。そして、道徳を「教育」するとはどのようなことなのか。

道徳教育専門部会における議論⁹では、「特別な教科としての道徳」では主に「道徳的実践力」を、つまり「様々な場面、状況において、道徳的な行為を主体的に選択し、実践するための内面的な資質・能力」を培うとある。

村井実は、道徳教育で教えるべき「道」には、「行為の原則や原理」と、「原理を適用するための条件に関する知識、あるいは原則を適用するための事実的な条件を分析する能力」があるとする¹⁰。改正指導要領の大きな問題は、この「行為の原則や原理」に関わる部分がすっぽりと抜け落ちていることである。道徳的に「実践」すべき行為は、自己主張や自己表現を抑制し、国の方針や大企業の意向に沿い、トラブルや争いにつながらないようにするなという規範というか「不文律」から導かれるのである。

そして、道徳を「教育」という問題について。道徳的知識が、子どもの実践的判断・行為のなかでどのように生かされ、世代間でどのように継承されてい

くか。たとえば「公正、公平、社会正義」なるものを目指すべき目標として想定するとしても、この道徳的価値に関わる心のもち方、行動の仕方、価値判断などは、子ども一人ひとりが育つ「条件」とその「分析」のし方に即して多様かつ多元的なものであろう。

改正指導要領では、数値による評価は行わないものの、児童・生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある」としている。今後、指導要録に道徳の評価欄が新設されることを考えると、評価がより一義的な基準によって、道徳的に望ましいパフォーマンスの可視化の仕組みを作り出しつつ行われていくことで、授業実践の方向性が画一化されていく危険性もある。パブリックコメントにも、「子供の価値観や心情を、記述式であっても一定の規準等により評価すべきではない」「評価を保護者に公表する形で行った場合、教師の求める発言をする子供が増える。道徳は、本音で語れる場とすることが重要」など、評価を行うことに反対する意見も示されている¹¹。

もちろん、子どもの心进行评估し、管理するなど簡単なことではないし、教育実践のレベルでこうした危険を回避する余地もあるだろう。だが、国が定める徳目のスパイラル学習と道徳的価値や行為の評価が繰り返され、当たり前化していく怖さに、私たちは警戒しなければならぬ。

<参考・引用文献>

- 井ノ口淳三編(2007)『道徳教育(教師教育テキストシリーズ11)』学文社
- 海後宗臣(1965)『教育勅語成立史の研究』東京書籍
- 木村元(2015)『学校の戦後史』岩波書店
- 教育科学研究会編(2006)『教育基本法の「改正」を許さない』国土社
- 菅野完(2016)『日本会議の研究』扶桑社新書
- 中嶋哲彦(2017)「思考のハイジャックと人格の支配—新学習指導要領への学習当事者からの異議申立を期して」民主教育研究所編集・発行『新学習指導要領を読み解く(民主教育研究所年報2016(第17号))』
- 日本教材システム編『平成27年×平成29年 中学校学習指導要領新旧比較対照表』教育出版
- 半沢英一(2017)『徹底批判!!「私たちの道徳」—こんな道徳教育では国際社会から孤立するだけ』合同出版
- バジル・バーンステイン(2000)「オフィシャルな知識とく教育>的アイデンティティ」(久富善之・本田伊克・長谷川裕訳、原著1999)、一橋大学<教育と社会>研究会編『<教育と社会>研究』第10号
- パオロ・マッツァリーノ(2016)『みんなの道徳解体新書』ちくまブリマ—新書
- 本図愛美・末富芳編著(2017)『新・教育の制度と経営[新訂版]』学事出版
- 本田由紀(2017)「「資質・能力」のディストピア—全域化する徳育」、民主教育研究所編『季刊 人間と教育』93号、旬報社
- 松下良平(2011)『道徳教育はホントに道徳的か?—「生きづらさ」の背景を探る』日本図書センター
- 文部科学省(2009)『高等学校学習指導要領』東山書房
- 山崎準二(2009)『教育課程(教師教育テキストシリーズ9)』学文社
- 山住正巳(1987)『日本教育小史—近・現代』岩波新書

(平成29年9月29日受理)

1 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会道徳教育専門部会第8回(平成26年8月7日)配布資料。

2 奈須正裕『「資質・能力」と学びのメカニズム』東洋館出版社、2017年。

3 教育課程企画特別部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(素案)」平成28年8月1日。

4 中教審答申平成28年12月21日別添資料16-2「小・中学校における道徳教育と資質・能力(イメージ)」。

5 たとえば、小学校体育では検定教科書は使用されていないし、生活科では成績評定は行われていない。

6 松下良平『道徳教育は本当に道徳的か』日本図書センター、2011年、120頁。

7 松上下掲書、第8章。

8 同上、第4章。

9 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会道徳教育専門部会第8回(平成26年8月7日)配布資料。

10 村井実『道徳は教えられるか(現代教育101選13)』国土社、1990年、序章。

11 文部科学省初等中等教育局教育課程課「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントの結果【概要】」(平成27年3月27日)。